

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール名取エアリ
名取市増田字関下458 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
イオンモール株式会社 代表取締役 村上 教行
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要
(1) 変更後の駐車場利用可能時間及び開店時間が『小中学生等』の通学時間帯となることから、駐車場出入口への交通誘導員等の配置等を配慮されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間
平成20年12月26日から平成21年1月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）